

中華人民共和国国務院令

第 826 号

2025 年 12 月 25 日

「中華人民共和国増値税法実施条例」が、2025 年 12 月 19 日に開催された国務院第 75 回常務会議で可決され、2026 年 1 月 1 日から施行される。

中華人民共和国増値税法実施条例

第1章 総則

第1条 「中華人民共和国増値税法」（以下、増値税法と称す）に基づき、本条例を制定する。

第2条 増値税法第3条にいう「貨物」には、有形動産、電力、熱、気体等が含まれる。

増値税法第3条にいう「サービス」には、交通運輸サービス、郵便サービス、電気通信サービス、建築サービス、金融サービス、並びに情報技術サービス、文化・スポーツサービス、鑑定・コンサルティングサービス等の生産・生活サービスが含まれる。

増値税法第3条にいう「無形資産」とは、物理的な形態を持たないが、経済的利益をもたらすことができる資産を指し、技術、商標、著作権、のれん、自然資源使用权などのその他の無形資産が含まれる。

増値税法第3条にいう「不動産」とは、移動が不可能であるか、または移動すると性質・形状が変化する資産を指し、建物、構築物等が含まれる。

貨物、サービス、無形資産、不動産の具体的範囲については、国務院財政・税務主管部門が提出し、国務院の批准を経て公布・施行する。

第3条 増値税法第3条にいう「単位」には、企業、行政機関、事業単位、軍事単位、社会組織その他の単位が含まれる。

増値税法第3条にいう「個人」には、個人経営事業者と自然人が含まれる。

第4条 増値税法第4条第4項にいうサービス・無形資産の「国内での消費」とは、以下の場合を指す。

(一) 国外の単位または個人が国内の単位または個人に対してサービス・無形資産を販売し、そのサービスが国外の現地にて消費される場合を除く。

(二) 国外の単位または個人が販売するサービス・無形資産が、国内の貨物、不動産、自然資源と直接関連する場合。

(三) 国務院財政・税務主管部門が規定するその他の場合。

第5条 納税者が増値税専用発票（以下、専用発票と称す）を発行する場合、売上額と増値税額をそれぞれ明記しなければならない。

第6条 一般計算方法を適用する納税者は、一般納税者とする。

一般納税者は登録制度を実施する。具体的な登録方法は、国務院税務主管部門が制定する。

第7条 自然人（個人）は、小規模納税者に該当する。

経常的に課税取引が発生せず、かつ主たる業務が課税取引の範囲に属さない非企業単位は、小規模納税者として納税することを選択することができる。

第2章 税率

第8条 増値税法第10条第4項にいう「輸出貨物」とは、税関に申告して実際に国境を離れ、国外の単位または個人に販売される貨物、および国務院が規定する輸出とみなされる貨物を指す。

第9条 国内の単位または個人が国境を越えて以下のサービス・無形資産を販売する場合、税率はゼロとする。

（一） 国外の単位に対して販売し、完全に国外で消費される研究開発サービス、エネルギー管理契約サービス、デザインサービス、放送・映画・テレビ番組制作・配給サービス、ソフトウェアサービス、回路設計・テストサービス、情報システムサービス、ビジネスプロセス管理サービス、オフショア・サービス・アウトソーシング業務。

（二） 国外の単位に対して譲渡され、完全に国外で使用される技術。

（三） 国際運輸サービス、宇宙運輸サービス、対外修理・補修サービス。

第10条 増値税法第13条にいう「課税取引」は、同時に以下の条件を満たさなければならない。

- (一) 異なる税率または徴収率が適用される2つ以上の業務を含む場合
- (二) 業務間に明確な主従関係がある。主要業務が主体の地位を占め、取引の実質と目的を体現する。付随業務は主要業務に必要な補充であり、主要業務の発生を前提とする。

第3章 納付すべき税額

第11条 増値税法第16条にいう「増値税控除証明書」は、国務院税務主管部門の関連規定に適合しなければならず、具体的には増値税専用発票、税関輸入増値税専用納付書、納税証明書、農産物仕入れ発票、農産物販売発票、その他仕入税額控除機能を有する控除証明書を含む。

第12条 納税者が増値税控除証明書に基づき売上税額から控除する仕入税額には、以下が含まれる。

- (一) 販売者から取得した増値税専用発票に明記された増値税額。
- (二) 税関から取得した税関輸入増値税専用納付書に明記された増値税額。
- (三) 国外の単位または個人からサービス・無形資産または国内不動産を購

入して取得した納税証明書に明記された増値税額。

(四) 農産物を購入する際、増値税専用発票または税関輸入増値税専用納付書を取得する場合を除き、農産物仕入れ発票または農産物販売発票に基づき計算される仕入税額（国務院に別段の規定がある場合は除く）。

(五) 販売者から取得したその他の増値税控除証明書に明記または含まれた増値税額。

第 13 条 一般税金計算方法により増値税を計算・納付する納税者は、販売割引・中止または返品により購入者に返還する増値税額を、当期の売上税額から控除しなければならない。販売割引・中止または返品により回収する増値税額は、当期の仕入税額から控除しなければならない。

第 14 条 簡易税金計算方法により増値税を計算・納付する納税者は、販売割引・中止または返品により購入者に返還する売上額を、当期の売上額から控除しなければならない。当期売上額を控除した後も過大納税額が生じる場合は、以後の納付すべき税額から控除するか、規定に基づき還付を申請することができる。

第 15 条 増値税法第 17 条にいう「全額の価額」には、納税者が代行して徴収する以下の租税・費用または金銭は含まれない。

- (一) 政府性基金または行政事業性の徴収費用。
- (二) 委託加工により消費税が課せられる消費品（贅沢品）の消費税。
- (三) 自動車購入税、自動車・船舶税。
- (四) 委託者名義で発票を発行し、委託者に代わって徴収する金銭。

第 16 条 納税者が売上額と増値税額を合算した定価方法を採用する場合、以下の算式により売上額を計算する。

一般計算方法の場合：売上額 = 税込売上額 ÷ (1 + 税率)

簡易計算方法の場合：売上額 = 税込売上額 ÷ (1 + 徴収率)

第 17 条 納税者が人民元以外の通貨で売上額を決済する場合、人民元に換算して計算する際の換算率は、売上額が発生した日の有効な人民元為替仲値または当月 1 日の有効な人民元為替仲値のいずれかを選択することができる。納税者が換算率を確定した後は、12 か月以内に変更してはならない。

第 18 条 納税者が増値税法第 20 条に規定する状況が発生させた場合、税務機関は以下の順序に従って売上額を査定することができる。

- (一) 納税者の直近の時期における同種の貨物・サービス・無形資産・不動産の販売平均価格により確定する。
- (二) 他の納税者の直近の時期における同種の貨物・サービス・無形資産・不

動産の販売平均価格により確定する。

(三) 組成計算価格により確定する。

組成計算価格の計算式は以下のとおりとする。

組成計算価格 = 原価 × (1 + 原価利益率) + 消費税税額

計算式における原価利益率は 10% とする。国務院税務主管部門は、業種の原価利益の実情に基づき原価利益率を調整することができる。

第 19 条 増値税法第 22 条第 3 項にいう「正常でない損失」とは、管理不行き届きにより貨物が盗難・紛失・腐敗変質した場合、および法令違反により貨物または不動産が法令に基づき没収・破棄・取り壊し等となった場合を指す。

増値税法第 22 条第 3 項にいう「正常でない損失」の項目には、以下が含まれる。

(一) 正常でない損失の対象となる仕入貨物、およびこれに関連する加工・修理・補修サービスと交通運輸サービス。

(二) 正常でない損失の対象となる仕掛品・完成品に使用された仕入貨物（固定資産を除く）、加工・修理・補修サービス、交通運輸サービス。

(三) 正常でない損失の対象となる不動産、および当該不動産に消費された仕入貨物と建築サービス。

(四) 正常でない損失の対象となる不動産の建設仮勘定に消費された仕入貨物

と建築サービス。不動産の建設仮勘定には、納税者が新築・改築・増築・修繕・装飾する不動産が含まれる。

本条第2項第3号・第4号にいう「貨物」とは、不動産の実体を構成する材料および設備を指し、建築装飾材料および給排水、暖房、衛生、換気、照明、通信、ガス、消防、中央空調、エレベーター、電気、太陽光発電、インテリジェントビル設備および付帯施設等を含む。

本条例にいう「固定資産」とは、使用期間が12か月を超える機器、機械、運輸工具、その他生産経営に関連する設備、工具、器具等を指す。

第20条 納税者の交際・接待消費は、増値税法にいう個人消費に該当する。

第21条 納税者がローンサービスを借入した際の利息支出、および貸し手に支払う当該ローンサービスに直接関連する投融資アドバイザー費用、手数料、コンサルティング費用等の支出に対応する仕入税額については、当面の間、売上税額から控除することができない。国務院財政・税務主管部門は、適時にローンサービス借入利息および関連費用支出に対応する仕入税額の売上税額控除不許可政策の実施効果を研究・評価しなければならない。

第 22 条 納税者が貨物・サービス・無形資産・不動産を購入し、以下の場合のいずれにも該当する非課税取引（以下、一括して「控除不可非課税取引」と称す）に用いる場合、対応する仕入税額は売上税額から控除することができない。

（一） 増値税法第 3 条から第 5 条までに規定する課税対象範囲以外の経営活動が発生させ、かつこれに関連する通貨または非通貨形式の経済的利益を取得する場合。

（二） 増値税法第 6 条に規定する場合に該当しない場合。

第 23 条 一般納税者が固定資産以外の貨物・サービスを購入し、簡易計算方法課税項目、増値税免除項目、および控除不可非課税取引に用いることで、控除不可の仕入税額を区分できない場合は、売上額または収入の割合に基づき当期の控除不可仕入税額を計算し、翌年 1 月の納税申告期間内に年間の確定申告を行わなければならない。

第 24 条 仕入税額の控除が既に行われた固定資産以外の貨物・サービスについて、増値税法第 22 条第 3 項から第 5 項までに規定する状況が発生した場合は、対応する仕入税額を当期の仕入税額から控除しなければならない。対応する仕入税額を確定できない場合は、当期の実際の原価に基づき控除すべき仕入税額を計算する。

第 25 条 一般納税者が取得した固定資産、無形資産または不動産（以下、「長期資産」と称す）が、一般計算方法の課税項目に使用されると同時に、簡易計算方法の課税項目、増値税免除項目、控除不可非課税取引、従業員福利厚生または個人消費（以下、「五類の控除不可項目」と称す）にも使用される場合、混合用途として使用される長期資産に該当し、それに対応する仕入税額は増値税法および以下の規定に従って処理される。

（一） 取得原価が 500 万元を超えない単独項目の長期資産については、それに対応する仕入税額を全額売上税額から控除することができる。

（二） 取得原価が 500 万元を超える単独項目の長期資産については、購入時にもまず仕入税額を全額控除し、その後、混合用途として使用される期間中、調整年限に基づき五類の控除不可項目に対応する売上税額から控除不可の仕入税額を計算し、毎年調整する。

長期資産の仕入税額控除に関する具体的な操作方法は、国務院財政・税務主管部門が制定する。

第4章 税制優遇

第26条 増値税法第24条第1項第1号にいう「農業生産者」とは、農業生産に従事する単位および個人を指す。「農産物」とは、一次産品を指す。

第27条 増値税法第24条第1項第2号にいう「医療機関」とは、関連規定に基づき設立され、医療機関開業資格を有する機関を指し、軍隊、中国人民武装警察部隊の各級・各種医療機関を含み、営利を目的とする美容医療機関は含まない。

第28条 増値税法第24条第1項第3号にいう「古書・古本」とは、社会から買い取る古書および古本を指す。

第29条 増値税法第24条第1項第7号にいう「託児所・幼稚園」とは、関連規定に基づき設立され、保育または幼児教育資格を取得した機関を指し、その増値税免除収入とは、関連料金基準規定の範囲内の保育費、保育教育費を指す。「養老機関」とは、関連規定に基づき設立され、高齢者に集中宿泊および介護サービスを提供する各種養老機関を指す。「障害者サービス機関」とは、関連規定に基づき設立され、障害者に専門的な関連サービスを提供する機関を指す。

第 30 条 増値税法第 24 条第 1 項第 8 号にいう「学校」とは、関連規定に基づき設立され、学歴教育を提供する機関、および技術工学校、高等技術工学校、技師学院を指す。

第 31 条 増値税法第 24 条第 1 項第 9 号にいう「入場料収入」とは、初回入場料の収入を指す。

第 32 条 増値税優遇政策の適用範囲、基準、条件等は、法令に基づき適時に社会に公開されなければならない。

第 33 条 国務院財政・税務主管部門は、適時に増値税優遇政策の実施効果を研究・評価し、国民経済および社会発展の需要に適合しなくなった優遇政策については、速やかに国務院に報告し、調整・改善を求めるものとする。

第 5 章 徴収管理

第 34 条 単位が請負・賃借・名義貸与の方式で経営する場合、請負人・賃借人・名義借用者が発注者・賃貸人・名義貸し元の名義で対外的に経営を行い、かつ発注者・賃貸人・名義貸し元が関連する法的責任を負担する場合は、発注者・賃貸人・名義貸し元を

納税義務者とする。それ以外の場合では、請負人・賃借人・名義借用者を納税義務者とする。

資産管理商品の運営過程で発生する課税取引については、資産管理商品管理者を納税義務者とする。法律に別段の規定がある場合は、それに準じるものとする。

第 35 条 自然人が規定に適合する課税取引を発生させた場合、対価を支払う国内の単位が源泉徴収義務者となる。源泉徴収・納付の具体的な実施方法は、国务院財政・税務主管部門が定める。

国外の単位または個人が自然人に国内の不動産を賃貸する場合、国内代理人がいる場合は、国内代理人が申告・納税を行う。

第 36 条 本条例に別段の規定がある場合を除き、単位および個人経営事業者の年間増値税課税売上額が小規模納税者基準を超える場合は、所轄税務機関に一般納税者登録を申請しなければならない。かつ小規模納税者基準を超えた当期から一般計算方法により増値税を計算・納付しなければならない。

小規模納税者が増値税法第 9 条第 2 項の規定に適合する場合は、所轄税務機関に一般納税者登録を申請することができ、かつ登録を申請した当期から一般計算方法により増値税を計算・納付しなければならない。

納税者が一般納税者として登録された後は、小規模納税者に戻ることはできない。

第 37 条 納税者は課税取引を発生させた場合、購入者に対して発票を発行しなければならない。以下のいずれかに該当する場合は、増値税専用発票を発行してはならない。

- (一) 課税取引の購入者が自然人である場合。
- (二) 課税取引が増値税免除となる場合。
- (三) 国務院財政・税務主管部門が規定するその他の場合。

第 38 条 納税者が課税取引を発生させ、増値税専用発票を発行した後、記入の誤りまたは販売割引・中止・返品等の状況が発生した場合は、国務院税務主管部門の規定に従って無効処理を行うか、または赤字の増値税専用発票を発行しなければならない。規定に従って無効処理を行わず、かつ赤字の専用発票を発行しなかった場合には、本条例第 13 条及び第 14 条に基づき売上税額又は売上額を控除することはできない。

第 39 条 増値税法第 28 条第 1 項第 1 号にいう「販売代金の受領」とは、納税者が課税取引の過程においてまたは完了後に代金を受領することを指す。「販売代金を請求する証拠書類を取得した日」とは、書面契約で確定した支払期日を指す。書面契約を締結していないか、または書面契約で支払期日が確定していない場合は、課税取引が完了した日、すなわち貨物が発送された日、サービスが完了した日、金融商品の所有権が移転した日、無形資産譲渡が完了した日、または不動産譲渡が完了した日を指す。

第 40 条 増値税法第 28 条第 1 項第 2 号にいう「課税取引が完了とみなされる日」とは、貨物が発送された日、金融商品の所有権が移転した日、無形資産譲渡が完了した日、または不動産譲渡が完了した日を指す。

第 41 条 納税者が貨物を輸出する場合、税関輸出申告日が増値税法第 28 条第 1 項第 1 号・第 2 号に規定する納税義務発生時期より早い場合は、納税義務発生時期を貨物の税関輸出申告日とする。

第 42 条 増値税法第 29 条第 1 号にいう「省級以上の財政・税務主管部門の批准を得て本店（総機構）による合算申告納税が可能」とは、固定した生産経営場所を有する納税者で、本店と支店（分支機構）が同一の省（自治区、直轄市）内にない場合、国务院財政・税務主管部門の批准を得て、本店が本店所在地の所轄税務機関に対して合算申告納税を行うことができることを指す。本店と支店が同一の省（自治区、直轄市）内にあるが同一の県（市、区、旗）内にない場合は、省（自治区、直轄市）財政・税務主管部門の批准を得て、本店が本店所在地の所轄税務機関に対して合算申告納税を行うことができることを指す。

第 43 条 以下の納税者は、増値税法第 30 条に規定する「四半期を 1 つの納税期間とする」制度を適用することができる。

- (一) 小規模納税者。
- (二) 一般納税者中の銀行、財務会社、信託会社、信用組合。
- (三) 国務院税務・財政主管部門が確定するその他の納税者。

第 44 条 回数により納税する納税者で、売上額が徴収起算点に達した場合は、納税義務発生の日から翌年 6 月 30 日までに申告納税を行わなければならない。

第 45 条 以下の場合、規定に従って前払い納税を行わなければならない。

- (一) 地級行政区（**直轄市が管轄する県・区**）を跨いで建築サービスを提供する場合。
- (二) 前受金方式により建築サービスを提供する場合。
- (三) プレセール方式により不動産プロジェクトを販売する場合。
- (四) 納税者の機構所在地と同一の県（市、区、旗）内にはない不動産を譲渡または賃貸する場合。
- (五) 鉱業企業が省・自治区・直轄市を跨いで、原油・天然ガスの生産に関連するサービスを販売する場合。

本条第 1 項に規定する前払い納税の具体的な操作方法は、国務院財政・税務主管部門が制定する。

第 46 条 省級以上の財政・税務主管部門の批准を得て本店による合算申告納税を行う場合、批准部門は、支店による前払い納税を規定することができる。

第 47 条 納税者が貨物を輸出し、または国境を越えてサービス・無形資産を販売する場合（以下、「輸出業務」と称す）、増値税法第 33 条の規定に基づき輸出還付（免税）の申告手続きを行う場合は、国務院が規定する輸出還付率に従い、「免除・控除・還付」方式または「免除・還付」方式により還付（免税）額を計算し、税務機関の審査を経た後、還付（免税）の手続きを行う。

「免除・控除・還付」方式とは、輸出段階で増値税（売上税額）を免除し、対応する仕入税額で納付すべき増値税額（売上税額）を相殺し、相殺しきれなかった部分を還付することを指す。「免除・還付」方式とは、輸出段階で増値税（売上税額）を免除し、対応する仕入税額を還付することを指す。

第 48 条 納税者が還付（免税）方法または増値税免除を適用する輸出業務については、規定の期限までに申告しなければならない。期限を過ぎても申告しない場合は、規定に従い国内向け販売とみなされ、増値税を納付するものとする。

納税者が委託方式で貨物を輸出する場合は、国務院税務主管部門の規定に従って委託代理輸出の手続きを行い、委託者が規定に基づき輸出還付（免税）、増値税免除または増値税納付の申告手続きを行わなければならない。委託代理輸出の手続きを行わない場合は、輸出貨物の発送人（販売者）が規定に基づき増値税を申告納付するものとする。

第 49 条 納税者が還付（免税）の適用対象となる輸出業務について、還付（免税）を放棄し、増値税免除または増値税納付を選択することができる。還付（免税）を放棄した日の翌月から、当該還付（免税）対象となる輸出業務については、増値税が免除されるか、又は規定に基づき増値税の納付することとなる。

納税者が還付（免税）または増値税免除を放棄した輸出業務については、36 か月間、再度還付（免税）または増値税免除を適用することはできない。

第 50 条 還付（免税）の手続きを行った輸出業務において、販売価格の値引き・中止または返品等の状況が発生した場合は、納税者は既に還付された（免税となった）税額を返納しなければならない。

第 51 条 増値税輸出還付（免税）の具体的な処理方法は、国務院財政・税務主管部門が制定する。

第 52 条 税務機関は、法令に基づき関連単位・個人に対して、輸出税収の徴収管理に関連する物流、通関、貨物運送代理、資金決済等の情報を取得することができ、関連単位・個人はこれを提供しなければならない。税務機関およびその職員は、関連情報に対して秘密を保持し、税収徴収管理以外の用途に使用してはならない。法律・行政法規に別段の規定がある場合は、それに準じるものとする。

第53条 納税者が合理的な商業目的を欠いた計画を実施し、これにより増値税の納付を減少させたり、免除させたり、若しくは遅延させたりするようなことや、又は不当に早期の還付を受けたり、もしくは過剰な還付を受けたりするような場合には、税務機関は「中華人民共和国税收徴収管理法」及び関係行政法規の規定に基づき、当該行為を是正することができる。

第6章 附則

第54条 本条例は、2026年1月1日から施行する。